

佐賀県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年一月二十日から平成二十四年二月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区	間
一般国道 三三三三号	佐賀市大和町大字川上字別所 九七六番一―地先から 佐賀市大和町大字川上字別所 一〇〇二番一―地先まで	佐賀市大和町大字川上字別所 九七六番一―地先から 佐賀市大和町大字川上字別所 一〇〇二番一―地先まで
	前	後
	幅員 メートル	延長 メートル
	七・一 ） 二三・六	四八七・〇
	一〇・一 ） 三三・五	四八四・八